

昭和五二年二月一日第二種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

教育こそが最大の課題 2

「社会主義の構想」と民社党綱領 3

—— 科学的社会主義の理論は霧散 ——

階級闘争激化を自ら証明 7

—— 第二臨調基本答申の本質(一) ——

◇国労大会をふり返って(中)◇

職場総点検で反撃体制確立をめざす 12

シリーズ 「ソ連脅威」論の虚構⑩

中国の「ソ連脅威」論 15

刊 旬 社 会 通 信

NO. 172

一九八二年九月二日

一九八二年九月二日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■ 巻頭言 ■

教育こそが最大の課題

憲法問題が政治闘争の中心課題となっている。財界の老人たちは「不況克服は軍需で」「権益護持には海外派兵」「徴兵制で国を守る気概を」と叫び、政府・自民党は「行革断行こそが憲法改正の要」「憲法前文、九条こそ改正が急務」という。他方、民社・同盟は「軍需で仕事確保」「防衛力増強」を鮮明にし、公明も「軍備増強は時の声」と、自民、民社に急接近した。護憲勢力は社会党・総評などにかざられてきたわけだ。だが、総評指導部は行革、労戦再編成を認め、論理的には、軍備増強「支持」となった。社会党はその総評に介入され、「護憲の党」の本領を發揮しえないでいる。「草の根」と称される軍縮・反軍拡（核）運動の高揚は、軍備増強への不安と危惧の表現である。

この重要な時期に、社会党・総評の路線が曖昧となり、政府・自民党との対立が薄められていく。そこに、マスコミの保守化と右傾化、高度経済成長過程における生活様式の変化からくる「中流意識」の醸成、六〇年以降の急速な階級構想の変化にみられるように、訓練も教育も施されぬ新規労働者群の労働市場への大量の流入が、今日いわれるところの保守化、右傾化の最大の要因をなす。つまり、社会党・総評の勤労諸社会層へのたえまな教育と訓練の不足が「無自覚」層を大量に生み出し、今日の保守化の基盤となり、「シラケ」「政治不信」を大人の世界でつくり出し、それが若者にも伝染し、「三無主義」あるいは「五無主義」ともいわれる精神状況を生み出しているということなのである。

政府、マスコミの側からする世論調査の目的は、「無自覚」層を国民的多数派にデッチ上げ、政策の右傾化の論拠とすることである。

勤労国民がいかに無自覚なままにおかれているかが、昨今の世論調査の最大の特徴である。八月五日、総理府は「わが国の平和と安全に関する世論調査」を発表したが、たとえば「有事法制を整えておくべきかと思うか」との間に、「思う」三六%、「思わない」二一%、「わからない」四三%と、「わからない」が約半分を占めている。こうした傾向は各種の憲法意識調査にもあらわれている。「朝日」（八二年五月三日）によると、憲法の内容を「よく知っている」と答えた人はわずか三%、「ある程度知っている」三一%で、「知っている」人は三四%にすぎない。他方、「あまり知らない」四六%、「ほとんど知らない」一七%と、「知らない」人はじつに六三%に達する。「知らない」と答えた人の理由は、「興味なかった」三八%、「習ったが覚えていない」二六%、「知る必要がなかった」一七%、「学校で習わなかった」一七%だが、他方「いままで憲法を身近に感じたのはどのような問題についてだったか」（複数回答）との間には、「戦争放棄や自衛隊」（三七%）、「生活保障など福祉」二九%、「官公労のスト」二〇%、「差別や不平等」一九%、「言論や出版の自由侵害」一六%、「選挙の一票の不均衡」一六%、「教科書検定」一四%と多岐にわたる。

また「毎日」の調査でも「自衛隊は憲法に違反していると思うか、思わないか」との間は、「違憲」二〇%、「合憲」二九%、「どちらともいえない」四七%の状況であり、「改正」が必要としている人も「時代の変化に応じて改めた方がよい」六二%と、自民党のペースにまきこまれていないことを示す。

こうした「知らない」「わからない」という無自覚層に自民党、政府、独占は「借り物憲法」「ソ連の侵略」「国力にふさわしい国際的役割」「国を守る気概を」と「イデオロギーの終焉」というイデオロギーで思想統合をはかっている。ここに総評・社会党が緊急にとりくみを強めなければならぬ課題がある。それは、教育である！

「社会主義の構想」と民社党綱領

—— 科学的社会主義の理論は霧散 ——

一 民社党綱領に似る漸進的改革路線

「漸進的変革を強調——社党の長期路線、構想固まる」(八月二五日、朝日新聞)と報ぜられている。党员はここでもまた社会新報によってではなく、商業紙で、初めてそれを知らされることとなった。

この報道で、「『革命による権力奪取』という考え方をぬぐい去り、長期間の漸進的な社会変革が中心となることを強調している」と知って、多くの党员や勤労国民がどんなに驚かされたことか。自民党や独占資本がほくそえんだことはいまでもあるまい。

この「構想」は、「八十年代路線」で想定した「革新連合政権」の樹立と「その発展の上に、予見しうる一定時点(二一世紀初頭)の改革目標と近い将来における展望を具体的に描き、現代における社会主義の構想を示そうとするものである」という。

しかしその内容を見ると、この起草者は、民社党綱領の起草者と同じ人ではないかと思われるほど、よく似ている。

「構想」では再三にわたって次のように強調している。

「われわれがここをめざす改革目標は、革命によって一夜にして達成される千年王国的な理想像ではなく、長期にわたる連続した社会変革の一過程としてとらえるものであり」(第一章)。

「われわれは、社会主義への道を絶えざる発展、絶えざる社会変革の進展として考える。将来社会の構図を前もって設定し、一定時点で完結するような社会発展の展望はありえない」(第二章)。

「われわれの変革観は、ある日壮大な政治決戦によって一挙に社会主義が生まれる、というものではない」(第三章)。

民社党綱領は次のように強調している。

「われわれは、日本の社会にあまねく民主社会主義の理念を普及し、その制度への具体化を計ろうとするものである。しかしこの理念はけっして一朝にして実現されるものではない。それは国民ひとりひとりの不断の自発的な活動にまたなければならぬ」。

「われわれは、地上に、それ以上一切の改革を必要としないような完成した社会が実現できると思いあがった主張をするものではない。むしろわれわれの目的は、一步一步現在の社会制度を改革するとともに、どんな制度に対してもその欠陥を見出しそれを克服しうるような知識をもち、道徳的情熱に燃える行動的人間をつくりだすにある。

以上あげた制度の改革も、完成した社会の青写真ではなくして改革の方向を指示するものである。その意味で、われわれの道は、無限の道である」。

こうした綱領本文を解説して次のように述べられている。

「一方において自由を拡大しつつ他方で合理的に平等な生活を実現するためには、色

々の方法を併せ用い、今までの方向をさらに推進して、漸進的に改革していく必要があります。革命によってすべてが良くなるという考えをとらない限り、われわれの改革は、決して簡単なものではありません」（『民社党綱領解説』八六頁）。

「われわれの主張する改革というのは、それ以上の改革を必要としない完全社会の青写真を提示しようというわけではありません。われわれの目的は、現在多くの欠陥をもつ資本主義社会を漸進改革して、……」（同上、一五九頁）。

二 科学より空想へ

魔法やおとぎばなしの世界に遊ぶ幼児は別として、今日の日本人のなかに、まさか「千年王国的な理想像」が「一夜にして達成される」などと考える人は一人もいないであろう。「一定時点で完結」して、それ以後の発展がゼロになるような社会を空想する人もあるまい。ではなぜ、たった二万字程度にまとめようという「構想」のなかで、再三にわたってこんなことが強調されているのであろうか。

それは他でもない、朝日新聞も指摘しているように「革命による権力奪取」という考え方を否定するためである。民社党綱領に似るゆえんである。

権力の問題について、「構想」は次のように規定している。

「このような自立・連帯、参加の方法は、当然に権力の国民への分散、すなわち権力を生み出し、また前提とする。分権的社会構造の確立は、保守政権の基盤を崩壊させるものであって、彼らがとりうる政策でないことは明らかである」（第二章）。

「今日の資本主義とその権力は、われわれの構想する社会改革を通じて勤労者階級——社会の多数者である勤労大衆の中に移行することになる。そしてその形態は支配管理と抑圧とは全くちがった方向、分権、参加、連帯という新しい構造に転化する」（第三章）。つまり、国家権力は、独占資本にたいする勤労国民のさまざまなたたかひの発展として、労働者階級を中心とした勤労国民が独占資本から奪取するべきものではなくて、「国民への分散」をするべきものだというのである。

「権力の国民への分散」を進め、「分権的社会構造の確立」をはかれば、「保守政権の基盤を崩壊させる」というのである。

いいかえれば、「今日の資本主義とその権力は」、そのような「社会改革を通じて」、「勤労大衆」のなかに「分散」し、「移行することになる」という。

権力とともに「今日の資本主義」が「社会改革を通じて勤労者階級——社会の多数者である勤労大衆のなかに移行することになる」などというのは、ますます意味不明である。独占資本を「分散」して、勤労大衆のなかに移行する、とでもいうのであろうか。

この起草者にとって、「今日の資本主義とその権力」は、散らせばすむ盲腸のなかに少しばかりたまったウミ程度のものでとも考えられているのであろうか。

国家のあれこれの権限を自治体に移行して、自治権を拡大するというたかいたか分権化というのであれば、表現の適否は別として、それは理解できるし、必要なたかいたかもある。

しかし、独占資本がますます強大な反動的権力機構を整備・集中して支配しつづけている今日、「権力の国民への分散、すなわち分権」を、社会主義への道であるかのように主

張するのは、国民をあざむくことにならないか。農業問題を論じている時に、でん粉やたん白質の化学合成による「超農業」を主張するのに似てはいないか。あるいは、病気で苦しむ人に、必要な医療をほどこすかわりに、やがては土のなかか火災で分解し、アンモニアや炭酸ガスになって分散すれば、苦痛はなくなるから安心しなさい、と説くようなものではないか。

もし本当に今日の「権力の国民への分散」が可能であるとすれば、「その形態は支配管理と抑圧とは全くちがった方向」になるにちがいない。しかしこれは空想的社会主義と無政府主義への回帰でなくてなんだろうか。

政治決戦の頂点で勝利した労働者階級は、国家権力を奪取し、自らの国家を組織するほかはない。それによる階級支配なくして、つまり「支配管理と抑圧」なくして、独占資本の支配をなくし、階級と階級対立をなくし、国家権力を死滅させることは決してできない。われわれの平和革命においては、この独占資本をなくし、階級と階級対立をなくするための「支配管理と抑圧」は、武力によらないで、組織された力を背景に、主として説得と教育によるという形態をとるであろう。それは形態のちがいであって、決して階級支配が不要であるというのではない。

この階級支配・国家権力が、どのくらいの期間必要で、どのような道程をへて死滅してゆくかは、その時の国内的・国際的諸条件によるであろう。

国家権力は即、悪なものではない。どの時代、どのような階級に属して、どう機能するかによって、反動的であったり、進歩的であったりするのである。

この点、わが「構想」は民社党綱領よりもはるかに稚拙であり弁証法を理解していない。民社党は次のように述べている。

「このような国家観は、国家の強制力は悪であるがやむを得ない、すなわち、必要であるという見方がありますが、これは誤りです。何となればかりに強制を加えるものが悪だとしても、強制を加えるものは、国家権力のみに限りません。資本家のもっている経済力もやはり個人の人格的成長をさまたげる強制力として働きます。その場合個人の精神的自由をさまたげるその強制力を除去するため国家が強制力を用いることは、かえって人格の成長に役立つからです。強制力はすべて悪であるのではなしに、それがどのようにして用いられるかの方法いかんにより、悪にもなれば善にもなります。刀が凶器にもなれば護身用にもなるのと同じことです」(民社党綱領解説、九二〜九三頁)。

国家権力を奪取し、主要産業を国有化・公有化したものの、社会主義建設が順調に進んでいない国もある。しかしそのことは、社会主義の第一歩にとって、国家権力の奪取と主要生産手段の国有化・公有化が無用の長物であることを少しも意味しない。それは必要不可欠であるが、それだけでは不十分であることを示しているにすぎない。必要条件と必要・十分条件とを混同してはならない。この必要条件を棄ててしまうとすれば、洗濯とともに赤ん坊を流してしまう愚を犯すことになろう。

三 「体制の違いを越えて」しまった「構想」

「革新連合政権の樹立の成功を前提」とした二十世紀初頭の日本が、社会主義になっていくと構想しているのか、資本主義が存続していると想定しているのかも、判然としない。

もともと「技術革新、コンピュータ化、ロボット化の進展による人間社会の破壊の危険」や「高齢化社会における福祉の崩壊の危機」や「いわゆる成熟社会における労働の喜びの喪失と人間関係の不安定化」等々は、「体制の違いを越えて人類存亡の危機」であり、「二一世紀初頭に向けてますます深刻となり頂点に達するであろう」（第一章）というのであるから、そもそもこの「構想」は、「体制の違いを越えて」しまっているのである。つまり、この起草者にとって資本主義であるか社会主義であるかなどは、たいした問題ではないのであろう。

第二章でも、八十年代に「革新連合政権」が樹立され、発展していくというのに、「高齢化」、「高学歴化」、「女性の地位向上」などとともに、「労働雇用問題の重大化」や「社会的病理現象の拡大」や「環境破壊の進行」や「軍国化への危険」など、「成熟型社会の不均衡」は「今後二〇年間に急速に拡大するのは確実である」という。これでは国民が「革新連合政権」の樹立になんの魅力も感じないことだけはたしかである。

「社会主義への道を絶えざる発展、絶えざる社会改革の進展として考える」といったような、内容のない無意味な叙述はくり返し現れるが、「革新連合政権」がどのような条件で、どのようにして社会主義政権へ発展するのかについては少しも書かれていない。

前党大会で確認された階級国家論は否定されて、再び同権化国家論、多元的国家論が前提されているのであろうか。「革新連合政権」のなかに、発展の程度は別として、当初から社会主義が含まれていると考えられているようにみえる。それどころか、今日の保守政権のもとでさえ、同権化国家論を基礎にして、「参加と分権」による「絶えざる社会改革」により、すでに社会主義が少しづつ生まれ育ちつつあると考えられているようにすらみえる。

自然も社会も、弁証法的飛躍なしには発展はない、という事実が忘れ去られている。「構想」の起草者によると、地球の歴史において生命は当初から存在していたし、原生動物のなかにも微小人間が含まれていたことになるであろう。

革新連合政府も、それが発展して組織された国民戦線に支えられる国民連合政府も、社会主義政権ではない。独占資本と自民党政権により形骸化され邪魔物扱ひされている現ブルジョア憲法を、真に守り、実現することを直接の目的とした政府である。非武装中立さえこの憲法の実現に含まれている。

「『国民統一綱領』では、国民連合政府の反独占民主主義の諸政策や改革によって、日本に「高次の民主主義」を実現すると規定した。ここでいう民主主義とは、あくまでブルジョワ民主主義の範疇であるが、憲法が規定する基本的人権、社会権、主権在民など平和的・民主的な諸条項を最高度に発展させたものと理解すべきである」（『国民連合政府綱領と日本社会党の任務』、七二頁）。

「このため党は、国民戦線と国民連合政府の歴史的な事実を安定的に推進するとともに、その過程で国民戦線に結集した民主的多数派を社会主義的多数派に転化するための努力を目的意識的に行うことが重要な任務である。そうした主体的条件の形成が始まれば、客観的条件の成熟とともに過渡的段階にある国民連合政府を社会主義政権に発展、転化させる展望も生まれてくるといえよう」（同上）。

勤労国民の革新的政府ができれば、つまり社会党が中心となった内閣ができれば、即ち、国家権力が移行して社会主義政権となるわけではない。

（つづく）

階級闘争激化を自ら証明

——第二臨調基本答申の本質(二)——

独占利潤の追求と「行政の役割の見直し」

歳出の面においては、基本答申はその「徹底的削減」をおこなうとしている。その柱はすでに知られているように、公務員労働者の定数削減、人件費抑制を中心とする一般行政費の削減、補助金の削減、高負担と福祉切り捨て、社会保障改悪(受益者負担の名による高負担と給付条件の改悪)、公社、特殊法人の整理合理化、民営化の推進等々である。労働者と勤労国民の負担と犠牲をいちじるしく増大させる内容が示されている。そして他方では、財政「危機」といいながら、もつとも浪費的経費である軍事費についてはその増強の強化を提言している。臨調答申が体制的合理化、高負担と福祉切り捨て、社会保障の改悪、軍備増強・軍拡路線といわれるゆえんである。基本答申が掲げる具体的方策は、四つの部会報告と同じであり、本誌一六三号でかいつまんで紹介しておいたので、くり返さない。ここでは、答申の基本的考え方をもう一度みておくことにしたい。

答申の基本的考え方

基本答申は、いわゆる「小さな政府」論にたっている。それを二つの面から主張している。「行政の役割」の明確化と、それに応じた国民意識の改造である。これを一つの国民運動として展開しようというのが「行革」のねらいである。

「行政の役割」の明確化について、答申は次のようにいっている。

「行政の役割を真に必要な分野に集中していくためには、高度成長期以来肥大化した行政を、次の視点に立って抜本的に見直す必要がある。

①本来、民間の自立・自助の活動に待つべきものに対し、過度に関与している行政の縮小

②政府と民間との間で競合・重複の強すぎるものについての民営化

③市場経済活動への個別的助成、介入になりすぎている補助金や許認可の廃止、縮小

④所得分配上問題になる制度、改革の是正

⑤受益と負担のバランスを失しているものについての負担の適正化

⑥その他、時代の変化によって意義の薄れたもの見直し

このような行政の責任領域の見直しによって今後の国民負担の上昇の抑制と新しい行政需要に対応していくための弾力性の確保が可能になると考えられる。……

……以上のような観点から、今後重要と考えられる施策分野、特に見直しを必要とすると考えられる施策分野について、その基本的な改革方策を提言することとした。その中には、農業、社会保障、文教のように主として行政の果すべき役割、責任領域の見直しが必要なもの、また、外交、経済協力、防衛のように本来的に行政の責任領域に属するものであるが、その運用の改善等により効率的な施策の実施が必要なもの、国土、住宅・土地やエネルギー、科学技術のように、行政の責任領域の見直しと制度、運用の改

善という両方の視点からの検討が必要なもの、が含まれている」(第二部の「第一章行政施策に関する改革方策」)

さらに次のようになっていいる。

「ア 活力ある福祉社会の建設

我が国社会は、前述のような諸条件の下で今後とも活力を維持しつつ、我が国の特性に根ざした福祉社会を建設していく必要があるが、そのための基礎的条件としては、次の諸点が重要である。

その第一は、個人の主体性・自立性がこれまで以上に發揮され、それぞれの個人が社会的役割を十分に果たしていけるような条件を整備することである。そのためには、教育や社会保障の分野においても個人の自助努力をより一層生かすことが重要である……。第二は、家庭や近隣、職場等において連帯と相互扶助が十分に行われるよう、必要な条件整備を行うことである。

第三は、行政の役割の見直しである。今後は、民間部門がより自由に、積極的にその役割を果たしていけるよう、これまでの公的関与を見直すとともに、民間部門も行政に依存する体質を改める必要がある。

第四は、学術・技術の研究や応用の推進である。……

今後我が国が目指すべき活力ある福祉社会とは、このような自立・互助、民間の活力を基本とし、適度な経済成長の下で各人が適切な就業の場を確保するとともに、雇用、健康及び老後の不安等に対する基盤的な保障が確保された社会を意味している。それは、必ずしもより『小さな政府』を求めるものではないが、西欧型の高福祉、高負担による『大きな政府』への道を歩むものであつてはならない(第一部の「三新しい行政の在り方」)。

階級国家の役割り強化がねらい

基本答申がいわんとしていっていることは、国家の役割りとは、独占資本の利潤追求の自由を最大限に保障することであつて、それを阻害するような条件はいっさいとり除くことにある、というのである。独占利潤追求の障害となるものはなにか。国家が社会保障・福祉、教育等に力を入れたり、農業や中小零細企業の保護、あるいは公共交通の確保等々のために歳出を増加させることは、『大きな政府』になることであり、企業への増税につながり、独占利潤追求の「活力」を失わせることになる。だからこうしたものはできるだけ自からの負担や助け合い(「自立・自助」)にゆだねるようになるべきである。あるいは「民営化」すべきである。

こうして、できるだけ身軽になった政府は、本来の任務―「本来的に行政の責任領域に属するもの」―に集中することができる。国家は労働運動・社会主義運動を抑圧して独占資本の「自由」な利潤追求を最大限に保障すること、あるいは独占資本の海外進出の条件を整備すること等に、力を入れることができる。つまり、治安、外交、国防等に経費の大半をふりむけることができる、というのである。

このように「行政の役割」を明確化することが、「行革」である。治安、外交、国防といった資本主義における階級国家としての役割りを、もつとはっきりさせようということ

である。

資本主義の危機下の方策

しかしこのことは、とくに六〇年代から七〇年代にかけて、資本主義国家が階級国家でなくなり、なにか「多元的国家」といわれるものに変化していったというのではない。資本主義国家がある程度の福祉の充実を認めざるをえないというのは、決して階級支配の道具としての国家の役割りに、本質的な変化が生じたことを意味しない。周知のように、とくに第二次大戦後は、社会主義世界体制の成立によって、資本主義は経済への国家の強力なテコ入れなくして存続することができなくなった。資本主義は、大々的な公共投資を中心とする国家による総需要拡大策なくして存続しえず、他方で、労働者階級のたたかひの前進によって、社会保障・福祉の一定の拡充を認めざるをえなかった。インフレ政策による恐慌局面の緩和とそのひきのばし、福祉の一定の拡充は、体制間矛盾と労働者階級の政治的成熟という、資本主義の存立条件の変化のなかでとられざるをえなくなった階級支配の形態なのである。

だが、今や資本主義は、国家の手による大規模な景気刺激策の採用によっても「不況」からの脱出がはかれず、他方においてインフレを恒常化させる状況に陥入っている。八〇年代に入るとすべての先進資本主義国でゼロないしマイナス成長になってきた。「不況」とインフレの同時進行、いわゆる「スタグフレーション」が常態化するようになったのである。日本においても、日経連がいうように、七四・五年恐慌後の景気浮揚策は、「一応の成果をおさめ」はしたが、新たに「財政インフレの危機」、「民間経済への圧迫」を生みだすにいたった、欧米と同じような状況に近づきつつある。

国家の手によって需要をつくりだす政策だけでは資本主義の危機は克服できない。それは「スタグフレーション」を生みだし、国家財政の「危機」を深める。このような危機の深化のなかで、資本主義を継続するためには、新たな方策がとられなければならない。それが「行革」である。これは、日本の「国の歩みを変えるために行う」(第一次答申のための第一専門部会「中間報告」)ものである。

国の政策の思い切った転換が必要である。インフレ政策からの転換、福祉の思いきった切り捨てによる「小さな政府」への転換がはからなければならない。その意味で「行政の役割」の「見直し」が必要だというのである。

階級的利害むきだしの思想攻撃

国家の役割りを、治安、国防、外交にしぼれという主張、いわば階級国家論のナマの主張がまかりとおるためには、それを受け入れる意識が勤労国民の中にひろがらなければならない。「行革」は「天の声」であり、福祉切り捨ては「時の流れ」であると思われることが必要だ。「行政の役割」を明確にするには、それに応じて国民の側の意識の変化がともなわなければならない、というのである。この点について、基本答申は次のように述べている。

「福祉に頼る心」を恥じよ!?

「しかし、問題は行政の対応の遅れというにとどまらず、民間部門にも多いといわざる

をえない。保護・助成を要求することには熱心で、負担はできるだけ回避しようとする傾向、ともすれば行政に依存しようとする体質は、一九七〇年代の激動期を経た後でも、民間部門に依然として残っている。このように、改革の必要は行政だけの問題にとどまらず、国民と政治の意識と行動の改革が、併せて必要となっているのである」(第一部「1社会・経済情勢の変化と行政改革の必要性」)。

昨年の第一次答申作成時の第一専門部長だった木内信胤氏は、その著『行革を考へる』で、次のようにいっている。

すなわち、「福祉行政」は「国民に依頼心、それも単純な依頼心とは違ふ『国家にぶら下る心』を起させるが、これが『最もいけない』ことである。それは『人心を荒廃させる』『国がなんでもしてやる』といふ世話焼きの姿勢が強すぎることで、その反射として国民の側には、『何もかも国にやつて貰ふ』という依頼心が強過ぎる」ことをあらためなければならぬ、と。

「行革」でもっとも強調されるのは、「自立・自助」の精神である。福祉は悪であるかのように思いこませることである。このような方向で「国民と政治の意識と行動の改革」をはかること、これが「行革」の柱なのである。

社会党の方針は十分か？

われわれは、このような独占資本の階級的利害むきだしの思想攻撃とは、真向うからたたかわなければならぬ。ところが驚くべきことに、社会党の方針「国民のための行財政改革をめざして(基本構想)」には、次のような文章がある。

「臨調が国民自身の問題として『保護・助成を要求することには熱心で、負担はできるだけ回避しようとする傾向、行政依存型の体質』を改めることを提言することは正しい。しかしながら、そのために臨調は『自立自助』を強調し、『民間の活力』の尊重をいい、公的部門の『民営化』の促進、自治体における『選択と負担』の方向を提起していると思われるが、これらの言葉は誤解を生むおそれがある。

『自立自助』は、それだけの力をもつものには当てはまるが、弱者切り捨ての響きがある。『民間』とは何か。それが大企業とか財界と同義語にきこえることが問題である。こんなことで独占資本の本格的な攻撃とたたかえるだろうか。人間は自立心をもつべきだとか、依頼心が強いのはよくないといった一般的な倫理や道徳を論じている時ではないのである。ことはあくまでも現実の階級闘争の問題である。

独占資本の「活力」の維持、すなわち「民間部門がより自由で、積極的にその役割を果たしているよう」に、「行政の役割」を「見直」すといっているのである。そのために福祉を切り捨てるといっているのである。「誤解を生むおそれ」などという甘いものではない。福祉切り捨ては、「弱者切り捨ての響き」などという甘いものではない。「民間」とは、まさに「大企業とか財界」そのものである。

福祉拡充の要求は当然

すでにふれたように、資本主義では社会保障や福祉そのものが階級支配を支えるものとなっている。しかも、労働者は賃金のなかから税金を、あるいは各種社会保険の掛金を支払ったうえで、やっと一定の給付を受ける。しかもそれすらも改悪しようというのが、す

なわち税金や掛金を上げ、給付条件を改悪しようというのが「行革」である。臨調の主張である。

ソ連などの社会主義国では、主要生产手段が国有化されているから、剰余労働部分が資本家に専有されることはない。搾取は廃止されている。国家財政の歳入は、基本的にこの剰余労働部分からなっている。これが年金、医療、教育、住宅や、安い食料品、公共交通の低運賃等のために支出される。国防費が少なければ少ないほど、こうした支出をふやすことができる。資本主義国のように、生活に充てるべき賃金から保険の掛金を払ったり、税金（酒やタバコ、一部奢侈品の税金を除いて）を払うことはない。二重、三重に搾取されている資本主義国の労働者が、福祉の拡充を求めるのは当然すぎるほど当然であり、その切り捨てをめざす独占資本の宣伝には、「正し」さのかけらもない。

部会報告は修正されたが本質は変わらず

基本答申で部会報告が修正された主な点について簡単にふれておきたい。

その最大のもの、「行政の目指すべき目標」の部分である。周知のように、第一部会報告では「成熟社会における活力の維持」、「国際社会に対する積極的貢献」、「安心と安全の確保」の三つの柱が示されていたが、基本答申ではこれが、第一次答申とほぼ同じ「活力ある福祉社会の建設」、「国際社会に対する積極的貢献」の二本になったことである。

まず、「成熟社会における活力の維持」が、「活力ある福祉社会の建設」と表題を変えたが、内容はほとんど変わらない。というより、表題とほうらはらに、福祉より「活力」が逆に強調される内容になっている。とくに、「行政の役割の見直し」のところでは、「民間部門がより自由に、積極的にその役割を果たしてい」くことが基本であることをはっきりさせた。そして最後につけ加えられた文章も、「活力」とは「民間の活力」、「適度な経済成長」の確保であること、すなわち独占資本の「活力」を意味していること、「福祉」は個人の「自立・自助」にまつべきことが強調されている。

つぎに、「安心と安全の確保」については、ごく短い文章になって本文に残された。つまり、「安心と安全の確保」のなかで述べられた資源、エネルギー、食料等の安定供給の確保、国土と環境の保全、貿易、国際金融、経済協力、防衛等の総合的な対外政策の展開等の総合安全保障体制の確立については、すべて文章に含まれている。

第三点は、先にふれたように「増税なき財政再建」の項では、増税を許す抜け道を用意する表現を加えたことである。

（おわり）

◇ 国労大会をふり返って(中) ◇

職場総点検で反撃体制確立をめざす

国労大会だけが右傾化に悼

司会 ありがとうございます。私、国労大会を傍聴して、「さすが国労、他組合とちがう」と感心させられた。報告でもふれられたが、論議が具体的ななんです。たとえば、他組合では演説であったり、高邁な論議で平場とヒナ壇が完全にスレちがい、論議の内容がひじょうにわかりづらい。ところが国労の場合、昨年の大会からとくに顕著だと思うのだが、代議員の発言が私らのようなものにもよくわかり、説得力がある。それにたいしてヒナ壇の答弁はまったくわからない。

私、国労大会を高く評価したのはこれだけじゃありません。今年の大会で多くの組合が右より傾向をより強めたなかで国労だけがたかう方向に一步前進したことだと思う。国労以外の今年の大会の特徴は――

第一は、右派組合が強い結束をみせたことです。総評大会では鉄鋼、合化、全日通、全鉱、電通労連が(1)統一準備会第三陣参加問題と総評の方針、(2)副議長人事、(3)総評三顧問の活動になりふりかまわず結束し、その結果現総評執行部はさらに一步右に寄った。鉄鋼が総評路線はまちがいといった演説をぶつまでになったことは、総評の危機の深さを改めて示すものだ。

単産レベルでも同様です。電機労連はその政治方針を同盟よりに変えた。全電通は官公労の「基本構想」にもとづく再編成、つまり、公企労懇を提唱し、全通は企一、二号にもとづく反合理化、長期抵抗統一路線の放棄を決めた。

第二は、労働運動の右傾化と関係するのだろうが、国労を除き、生活実態討論がほとんどなされていないことです。全通では「一〇・二八確認」「特昇導入」「実験時短」後の職場実態が出された。だが、組合員の不安と不満を組織的に統一する論議に欠けていたように思う。

第三は、春闘総括、八三春闘構築についての論議がきわめて不十分であったことです。そうしたなかであって、ただ国労だけが、幹部の動揺を突き上げ、たかう方向にゆっくりと一步をふみ出したことが特筆されねばなりません。

なぜ「孤立感」か？

A 私も今の報告に同感だ。二〇年前も同じことをやられているからだ。七一年の反マル生闘争の総括だってそうでしょう。だから、もうこのへんでわれわれの側からする総括をまとめるべきだ。ぜひ、「社会通信」でやってほしい。これでもかこれでもかというくらいに……(笑)。

報告者は詳しくいわなかったが、組合幹部がものすごい孤立感をもっている。問題はなぜかだ。ここに今の労働運動の弱さが象徴されているわけでしょう。私らの場合も同じだった。三池は昭和三〇年、「長計協定」をとった。他方、国会では夏、炭鉱合理化法案が通

った。社会党は反対しなかった。「完全雇用」「保安優先」「入れ替え雇用」を中心とする長計協定はその秋だった。この協定によれば一人やめると二人ひとが増えた(笑)。五歳でやめますね。退職金は定年退職の計算、しかも「入れ替え雇用」だから、その労働者の子供が女性の場合、炭鉱夫としては使えない。だから、もう一人やとわなければならぬこととなった。

「長計」締結後、全国の企業連がこれをまねた。三井の首切り合理化は三三年秋、他方三井を除く企業連は再調印した。もちろん、経済不況等を口実とする「しりぬけ」はあった。こうして、三井だけに合理化が集中され、よそは「守らせてる」と統一闘争がそがれたわけだ。「三井はやりすぎだ」と。ですから、独占の手法は分断、今とまったく同じなんです。

職場間のアンバランスも同じだ。三池では一三日闘争後、執行委員の交流制度を出した。ヤマは北海道、九州にそれぞれ三つあった。だから、六人が執行部を形成していたわけだ。そこにもう一人出すとなった。一二人になる。この六人はたとえ九州の者は北海道のヤマに四ヶ月ずつと決めた。実施の段階になると、「三鉱連本部のお目付じゃないか」「ヤマはそれぞれに違うのだから」ととりやめになった。それ以降、こんな試みはやられてません。他方、独占の側はやっている。官僚機構で頻繁だ。こっちはまったくない。全体的な情勢認識の統一、つまり階級闘争の視点を養うために、ありとあらゆる交流が必要ないように思う。そうしないと、「孤立感」、つまり単産エゴ、断層は克服できませんよ。みんなわかっていることなんですから、なんとしても実行したい。

国労にパアッときている

B 報告によると政府・独占・当局は「現協つぶし」をねらっているといわれた。電通の場合、六〇年安保闘争直後、第一次四条件が出された。第一項目は「職場交渉を混乱させない」ということだった。職場で意見が対立すれば、上部機関に移し、最後は第三者機関の調停で整理するというものだった。大会にかかったが「ダメ」となり、差し戻しになった。こんなとき、幹部は頭を使うもので(笑)、これを通すために、こんな手法が使われた。「職場の混乱の責任は、ダンマリ戦術で誠意を示さない当局にある。これは謝れ」と。当局は「謝ります。これから誠意をもって説明、回答します」という。「これでどうか」とやるわけだ(笑)。当局は名なんかどうでもいい。「職場交渉を混乱させないことを確認した」とだけあればいいわけだ(笑)。案の上、それから職場交渉権がどんどん形骸化され、最後には中央・地方交渉ですべてかたがつくまでになった。

第二は六七年の第二次四条件だ。「ストを含む実力行使はしない。合理化に協力、夏期一時金の差別を認める、中央協約を上回る地方協約を整理する」というもので、「職場闘争をやらぬ」と実質なった。これ以降三年間、ストライキはやられておりません。

そして三番目が七八年の「第六次五ヶ年計画にさいしての了解事項」となる。ここでは「電通の合理化は国民の要望に応える施策と理解する」となった。だから、合理化には反対しなくなっていくわけだ。この考え方は行革にも適応されていくわけだ。現在では「企業を守らなければ雇用は守れない」「雇用を守れば労働条件低下やむなし」となっている。労働組合のなんたるかがどこかへ行ってしまっている。

全電通の経験から今の報告に一言すれば、電通が一〇〜二〇年がかりでできたものが、今まとめてパァッと国労にやられてる感じがする。中央指導部は必ずよるめきます。「組合が分裂させられたり、これ以上ガタガタしたのでは困る」「第二組合ができればたいへん。弱い者を抱えながら団結を守ってやっていくためにはやむをえない」となる。これも幹部の常套手段です。

今の国労の報告は、労働運動の歴史にはいくとおりもないことを教えてることを再び感じましたね。

指導部の動揺がネック

A みんなわかっていることなんですがね。しかし、今度は状況がちがう。「行革」ですから、官公労も民間もない。統一闘争の条件ができてる。しかし、総評、社会党という労働者階級の総司令部が冒頭、司会者がおっしゃった状況ですから、これではどうにもなりません。

職場総点検で体力づくり

C 質問ですが、「民主的規制」が吹き飛び、職場闘争、反合闘争の重要性が国労では共通認識となりはじめたとのことだが、行革攻撃下の全体の反撃体制についてどう決定されたのか。

D 管理委員会で総裁の責任を迫及する……。

C 監理委員会を認めちゃった？

D 既定の事実といった受けとめ方だ。

C 行革下の攻撃への戦術配置は？

D 決めてません。しかし、労働安全手帳を使い、全国的に総点検することになった。そして三六協定破棄するというものです。

C ストライキというような戦術配置ではないわけですか？

D そうです。

C 私のところなどストライキをうつ。都労連などもそうですが、国労のたたかいははげみにしている。組織的なたたかいは（国労が）やらないのかと歯切りする状況にある。国労が起ち上がれば、みんなカリカリきているから、たいへんはげみになる。

D （ストライキをやれば）袋たたきにあう。ここは隠忍自重というのが認識としてある。**C** 創意工夫をつくした職場からの反撃体制をつくるというわけですか。

D そういうことです。「長期抵抗路線でがんばる」との書記長集約を私はそう解しています。

われわれは国労に期待

大会直後、当局の新たな攻撃がでています。私のところでは強制配転がでて、他職場も同様の状況だ。だから、九月に職場の総点検をやる必要がある。当局は九割がたは職場是正をしたとの認識です。

C （国労の幹部のみなさんは）孤立しているという認識だろうか。本当はそうじゃないんだ。期待してるんだけどね（笑）。

（つづく）

中国の「ソ連脅威」論

シリーズ「ソ連脅威」論の虚構

⑬

モスクワ会議で「中ソ」対立顕在化

中国のソ連脅威論の起源を中ソ論争までさかのぼることは、論争の途中から中国がアメリカ帝国主義の盟友となり、自ら反ソ戦略に参加するという、とほうもない大転換をなしとげ、論争が霧散してしまった現在では妥当でないともいえるかもしれない。

一九五七年、モスクワで開かれた社会主義—二一ヶ国の共産党、労働者党会議以来、中国は世界の社会主義諸国や社会主義政党をまき込んだ大論争の中心であった。その論争は、「アメリカ帝国主義」や「平和共存路線」の評価、民族解放闘争における民族ブルジョアジーの役割りなど数々の問題点にわたり、それなりに重要な論議を含んでいた。

論争の初期、一九六〇年夏、中ソ間の協定によって中国に派遣されていたソ連技術者がいっせいに引き揚げるといふ事態が生じた。中国側は、「建設途上のプラントが途中で放棄されたため、大きな損害を受けた」と抗議した。この技術者たちは、協定の期限が切れた後、中国側の再三の要請で残留していたもので、その総引き揚げは決して中国に一方的に非難されるようなものではなかった。

この頃、中ソ論争の進展にもなつて、国内の対ソ感情は急速に悪化していた。中ソ友好協会の活動は縮小され、個人会員制は廃止され、会報は停刊となった。文化交流にもブレキがかかり、人民日報のソ連記事は激減していた。中ソ間を走る国際列車の中国人乗務員がソ連領内を運行中の列車から反ソパンフレットを散布したのもこの頃であった。このような反ソ風潮は各建設現場にも伝わった。「既存の技術規則と外国体験を盲信することにはたいする闘争」と称するソ連技術者軽視のスローガンが職場にかかげられ、技術者の指示や助言はしばしば無視された。それは各地で新安江水力発電所建設現場で起きたような重大事故を引き起こし重大な損害を与えた。

我慢に我慢のソ連

しかし、ソ連技術者たちをもっとも混乱させたのは、一九五八年から始まった「三面紅旗」(大躍進政策)の方針であった。

それは多分に経済建設を急速に実現し、ソ連に追いつき、追い抜き、中ソ論争を現実で決着をつけるといふ野心で計画されたものであり、粗野で、初步的な経済原則すら無視した非合理的な政策であった。すべての村々に画一的に生まれた人民公社と即成の土法製鉄所はその象徴であった。

もちろん、このような暴挙が成功するはずはなかった。経済混乱に加えて凶作が追い打ちをかけ、国内の工業生産、農業生産は激減した。

このような計画経済以前の人為的な混乱は、反ソ風潮とあわせて責任ある建設を続けることを困難とさせた。それでも八割以上のプラントが完成して中国側に引き渡され、技術

者たちは引き揚げていった。

オーストリアの評論家J・パターソンは、このトラブルを冷静に観察して「事実を知っているものが驚くのは、ロシア人があまりに早く去ったことでなく、あまりにも長くそこで働いたことである」と述べている。

中国は大躍進政策の失敗を「凶作とソ連技術者の引き揚げのため」と発表したが、今となっては、それは自らの経済運営の失敗と反ソ風潮によるものであることを疑う人は少ない。

毛沢東主義が文革を生んだ

一九六五年一月から始まった文化大革命は、大躍進政策の破局的な失敗による経済危機を收拾するために選択された経済主義的な政策を「修正主義の復活」だと決めつけた毛沢東の偏狭で民族主義的な「反修正主義」闘争であった。

国内での文革の実態は、「社会主義になっても階級闘争が存在する」と主張した毛沢東自身の無責任なけしかけと、紅衛兵たちによる破壊と私刑の狂気の「革命」であった。

毛沢東の目の仇とされた北京市の場合、彭真らの高級幹部は見せしめに引き回すために辛うじて生きながらえたが、一九六六年八月、九月の二ヶ月間で虐殺された幹部と活動家は千七百名以上に達し、文革期間中に殺害された者は一万二千名にも及んだ（一九八〇年二月二〇日、北京日報）。また、一九六七年七月、武漢地区での死傷者一七万名を出した内戦さながらの武闘をはじめ、大規模な武闘が相次いで起こり、国内は内乱状態にちかい混乱に陥った。「全国で三百万人以上が、罪の犠牲者となった」（一九八〇年七月、張香山中日友好協会副会長談）。

文革路線で反ソ攻撃はエスカレート

国内での激烈な闘争は、とうぜん外交政策にも反映した。反帝、反修正主義のたたかいは日毎にエスカレートし、外交部の幹部や外交官たちは、紅衛兵に囲まれて過激な外交政策を強要された。ソ連はもちろんのこと、社会主義諸国やアジア諸国、西側諸国の大使館が襲撃され、外交官から新聞記者までしばしば組織的な私刑を受けた。緊急に国外に脱出しようとしたこれらの人々とその家族までが空港で紅衛兵の隙限のない吊し上げを受けた。また、ベトナム向け援助物資を積んだ列車が略奪を受けたり、ベトナム向けのソ連船が中国の港で抑留されたのは、すでに理性を失った文革の混乱を如実に示すものであった。

もっともエスカレートしたのは反ソ攻撃であった。一九五七年、毛沢東は「我らは、ソ連および全社会主義陣営と運命はおろか呼吸までもとにもしている」と述べていたが、文革が始まると「ソ連修正主義はベトナム問題でアメリカと共同行動を取っている。これこそ彼らのいう平和共存の実態だ」（一九六五年一月、人民日報）と攻撃を始めた。それは「ソ連はアメリカ帝国主義に反対せず仕えてばかりいるので、統一戦線に入れることはできない」（一九六六年五月、鄧小平）とエスカレートし、「ソ連には、資本主義が全面的に復活した。彼らは社会帝国主義になり下った」（一九六八年八月、人民日報）という新たな反ソの規定までもち出してきた。

文革中には中ソ間の国境紛争が頻発した。それは、実際に国境線の是非を争ったものではなく、その実態は反ソ威示のデモストレーションであった。一九六九年のダマンスキー（珍宝）島事件はその典型であった。中国政府はこの事件をきっかけに、「ソ連修正主義との通常戦争に備えよ」と呼びかけ、北京を始めとする主要都市に大規模な地下壕が掘られた。

外交政策の重点も「反ソ」に傾いていった。「帝国主義と社会帝国主義は被抑圧民族の共通の敵であり、ワルシャワ条約、コモン機構は、ソ連の東欧諸国やモンゴルを支配、収奪する手段である」（一九六九年四月、林彪）と敵意も露骨となった。

支離滅裂な外交政策

一九七〇年から七五年にかけて、中国は文革総仕上げの外交路線を暴走した。その中心は、「二大超大国の覇権主義」論、「三つの世界」論、「第三世界のリーダーシップとしての中国」であった。

「（三つの世界論によって）社会主義陣営は存在しなくなった」（一九七四年、人民日報）として、一九七五年の文革憲法は、「中ソ友好、社会主義諸国との協調、平和外交」などを削除し、「帝国主義と社会帝国主義の侵略と転覆の脅威が存在する」と規定した。

その行動の象徴が一九七二年のニクソン訪中であった。中米共同声明は当時アメリカの北爆下にあった北ベトナムの怒りを買った。唯一の盟友アルバニアも国交を断絶して抗議した。一九七四年一月、中国は北ベトナムに無断で、かねてから領有権争いの対象の一つであった西沙諸島を占拠した。

南米ではチリの社会主義政権を批難し、軍事独裁政権をいち早く承認し世界の人々を驚かせた。キューバの援助を削減し、アフリカではアンゴラの反革命勢力をアメリカ、南アフリカなどとともに援助してソ連と対抗した。

「文革終了、反ソ未了」

一九七一年、社会主義諸国などの協力で国連に復帰した中国は、安保理事会ではソ連のすべての提案に反対し、「反ソ」が外交政策の中心であることを誇示した。

一九七六年、毛沢東の死去、四人組の逮捕で狂気の文革にも終止符が打たれた。いっさいの悲劇と矛盾の責任を負わされた四人組の訴状に「ソ連修正主義との闘争を抑制した罪」が加えられたことは、「文革終了、反ソ未了」の中国の混乱を示すものであった。

「文革終了、反ソ未了」を示す出来事は次々と起った。第一に、ベトナム戦争と文革を通じてソ連支持が強まったベトナムとの紛争が公然化したことである。直接的には華僑問題からスタートしたこの紛争は、カンボチャのヘム・サムリン政権を支持したベトナムにたいする援助打ち切りと制裁と称する中国の侵略によって決定的なものとなった。

第二は、アフガニスタンの革命政権とそれを支えるソ連に対抗し、封建勢力やCIAを中心とする西側干涉勢力と協力して反政府ゲリラを支持したことである。

「ソ連は戦争の主要な発生源である。米ソ両超大国の覇権争いは必ず第三次大戦を起し、不回避である。死者は第二次大戦より多いだろうが、人類の滅亡はあり得ず、抑圧された

民族や人民の問題は解決し易くなる。そういった意味で、第三次大戦は必ずしも悪いことではない」(一九七五年七月、日本ジャーナリスト代表団との会見)、「日、米、中、E Cおよび世界のその他の諸国が連合してソ連の覇権主義に対応することが必要であり、より現実的である」(一九七九年、訪米中の記者会見)という二つの鄧小平副主席の発言は、中国が自ら反ソ戦略に組み込まれ、文革の亡霊に操られていることを示しているものである。

中国は、一九八〇年、米国の情報機関と協力し、新疆省ウイグル地区にソ連ミサイル探査基地を設置したという。イランのミサイル探査基地を失った米国にとってはもつとも重要な基地の一つであると米国の関係者は証言している。

一九八〇年九月、日本の反ソ的なソ連研究グループが中国のいくつかのソ連研究所を訪問したが、中国側は「ソ連に資本主義が復活したというのは誤りだ」とし、「ソ連は、国・公有化が形骸化し、官僚権勢階層が国家権力をにぎった特殊な帝国主義体制」という新たな規定を示したという。

新たな変化

一九八二年四月に示された新憲法草案からは「社会帝国主義」と「三つの世界」論は消えた。「覇権主義とたたかう」という表現は残ったが、反ソのトーンは下がった。対ソ関係も実務的な面で徐々に拡大・改善する方向がうかがえるし、仏、伊、ユーゴなど、かつては「許されざる修正主義の共産党」とされた人々との交流も再開された。

「反ソ未了」の文革の亡霊と現実のギャップを埋めて、国際共産主義運動の戦列に復帰することは、中国に残された最大の責務である。

岩井 章 編著

総評の再生

階級的労働運動の課題

B 6版 上製本 四二八頁 定価一九〇〇円 (〒二〇〇円)

当国際労研の会員の方、また一〇部以上一括されてご購入の方には、1割引で販売いたします

申込先

(社)国際労働運動研究協会

東京都中央区八重洲一―六―一六 東進ビル

TEL 〇三―二八―一―一八三・四

郵便振替 東京6―120722